

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### (開催要領)

- 1 日時 平成28年4月22日（金）14:08～14:27
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授  
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <関係省庁>

福田 隆之 内閣府大臣補佐官  
篠澤 孝幸 外務省領事局外国人課首席事務官  
磯部 哲郎 法務省入国管理局総務課国際室長  
半田 雅則 国土交通省観光庁国際観光課課長補佐  
植野 真実 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課課長補佐

#### <事務局>

佐々木 基 内閣府地方創生推進事務局長  
川上 尚貴 内閣府地方創生推進事務局次長  
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

### (議事次第)

- 1 開会
  - 2 議事 東北3県の数次ビザ緩和について
  - 3 閉会
- 

○藤原次長 始めさせていただきます。

前回のワーキンググループでも御議論いただきましたが、「東北3県の数次ビザの緩和」ということでテーマになってございます。経緯は前回も御説明しましたけれども、また、その後、産業競争力会議もございまして、本日も御出席いただいております官房長官補佐官の福田様からもお話があり、また、竹中主査からも主査ペーパーのようなものもございまして、政府全体に対して出てございます。私もその会議で説明を求められ、現状を御説明しておきましたけれども、要するに、仙台空港からの御要望を受けまして、本件について政府全体として取扱うべきだということで、これは競争力会議サイドからも御要請があ

り、成長戦略に向けて何らかの結論が出ないかということで、関係省庁の方々にはお話をさせていただいているという状況でございます。

今日は、外務省ほか関係省庁の方々お集まりいただいたという状況でございます。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○篠澤首席事務官 外務省でございます。確認事項をいただきまして、東北の空港を利用した場合には1泊以上の要件を免除すべく具体的な案を示すということをいただいております。検討することにつきましては、具体的に制度を変える、要件を変えるという話なので、それは検討したいと思いますけれども、前回もちらっと申し上げましたが、この空港を利用するについて、どこまで裨益効果があるかということについて我々も分かりかねるところがありまして、東北3県の数次ビザというものを導入したときには、この3県に裨益するということで泊まっていたらしく、また、滞在していただくということを前提に要件を設定したところでございまして、それを免除して空港を利用してそれ代えるということになりますと、その場合にどのような効果があつて、それを導入したほうがいいのかとか、それから、空港だけ使ってそこに滞在しないとかいうことにならないようになるにはどうしたらいいのかとか、そういう面についてはここで御提案いただいているところから、我々に対しても検討するための材料としていただけたらなと思って、こういう紙を出させていただきました。

この案についての御説明はそういうことになります。

○八田座長 1番は経済効果の推定について地方創生推進事務局が説明責任を負うこと。

2番目は、利害関係者の調整を行うことということですか。

○篠澤首席事務官 2番目の点は、今申し上げた空港だけを使ってスルーしてしまうようなことにならないようにしていただくということだと思います。

○原委員 自治体が嫌がらないかということですね。

○篠澤首席事務官 そうです。

○八田座長 どうもありがとうございました。

では、原委員いかがですか。

○原委員 前回お話をした議論だと思いますけれども、経済効果のところは前回のお話で私が理解したのは基本的には二つあって、一つは、1泊しないで日帰りだけれども、そこで経済効果があるような予定を組むということも十分あり得るでしょうということが一つと、もう一つは、1泊要件ではなくて、空港を利用するという要件にすることによって、空港の方たちが一生懸命この制度を使うということで影響されて、それによって直行便がたくさん飛ぶようになりましたということになれば、これはそれを通じて東北に旅行される方が増えていくという議論なのかなと私は理解しておりますけれども、ですから、それを何か説明責任をこちらでやってくださいという、そういうお話ですかね。

○篠澤首席事務官 我々もこの制度を作っていく上で色々な方と相談してやっていくということになります。それについてどういう効果があるのかということについては、我々は制度を作るというのはできるのですけれども、それをもってどういう効果があるのかというのは、まさに裨益するところが説明していただこうかなと思っているのですが。

○原委員 あと自治体との関係というのは、福田補佐官、どのようなお話になっているのですか。

○福田補佐官 現状で言うと、おそらくあのときには村井知事、宮城県と東急のSPCの社長がいらっしゃいましたから、その両者においては話をされておられると思いますけれども、あくまでもあそこのプレゼンテーションというのは、現状で、東北3県で数次ビザというものがあって、当然、宮城県ないしは仙台空港もそれと関わっているわけだけれども、彼らの立場から見たらこのような要素が加わるとより使えるのではないかという問題提起をしたわけであって、あそこでしゃべる上で岩手県とか福島県と話をしてくれという条件は課していませんし、そもそも彼らからしてみれば、そういう議論の俎上に乗るかどうかも分からぬのに、いきなり岩手県とか福島県に行ってこういう提案をするのだけれども、賛同してくれますかなんていうことは当然しないですから、これが現実的な議論であるということが見えてきて、では、そのためにどうするかというのを考えましょうという話をして初めて、彼らも考える。そういう話なのではないかと思います。

○原委員 もう現実的に検討しましようというところまでおっしゃっていただいているという理解なので。

○福田補佐官 ということなのであれば、おそらく宮城県ないし仙台のSPCに、では、近隣の自治体の賛同を得ていくにはどうしたらいいかというのと一緒にやっていきましょうと言えば、当然にして協力してくれるものだと思います。

○原委員 これも前回議論があったように数次ビザという制度をやることによって、もっと拡大ていきましょう、しっかり使えるようにしましょうということなので、反対はされないでしょう。

○福田補佐官 別にこれを入れることによって何かをやめさせようというよりは、活用の間口を広げようという提案だと彼は理解していると思うので、そういう意味では誰かが強く反対することを想定して言っているわけでは現状ではないような気がします。

○篠澤首席事務官 検討しませんということではなくて、検討していく過程で色々な材料をいただけたらなと思っています。

もう一点、これとは別に大きな流れのことで一言申し上げたいのですけれども、ビザ緩和の話は前回も説明しましたとおり、官邸主導で結構観光立国推進の観点で色々なことを言われておりまして、大きくそういった流れの中で何ができるかというのを今、検討している状況であります。

近く来月か再来月か分かりませんけれども、閣僚会議等を持っていって何をするかという話が出てくるのだと思いますが、そこで言えるもの言えないものを当然今色々考えてい

るところなので、言えないことが結構あるのですが、その流れの中でこういうことについてもどこまで入れられるかとかいうものもあるものですから、そこはその流れを踏まえながら検討させていただければなと思います。その中で材料をいただいて、検討させていただけたらという感じでは思います。

○福田補佐官 一つ質問なのですけれども、この数次ビザの制度を入れるときに何らかの経済効果の推定はされていらっしゃるのですか。

○篠澤首席事務官 観光立国のあれの関係では、これまでいくつかビザのあれをやってきていますけれども、どのような国にどういう観光で来られる潜在的なマーケットがあって、そこにどういう要件を当てはめると、どのくらいの人が来てくれるかとか、またはどういう経済効果を生んでくれるのか。そういうのは観光庁とかと色々相談しながら形を作って、ここまでやるところが生まれるのでメリットも大きいでしょうという判断はさせてもらっています。

○福田補佐官 例えば、所得要件とか、例えば、ビザの所得要件はこのぐらい緩和すると、ターゲットとなっている所得水準の人はこのぐらいいるから、このようにある。そういう計算というのは一般的にあるのだと思うのですけれども、東北3県に数次ビザで入れる入れないでどのぐらいの影響があるかというところまで、そこでの計算のモデルというのは精緻化されたモデルで回しているのですか。

○篠澤首席事務官 いや、そこまではないですけれども、これは中国だけでやっています。中国でやっていく上で前回申し上げたとおり、いくつか段階的にビザの緩和というものをやってきていて、全てやるわけになかなかいかないので、この経済要件であれば、別の要件を入れることでやれないか。その中の一つが東北3県というものが、もちろん政治的な話もあって出てきているところがありまして、経済要件だけで行くと相当な所得がある方であれば、こういう要件ではなくて一定の経済力があれば数次のビザが出せる。

そこに相当な経済があるというところに少し欠ける場合の方をどうやって、どのぐらいのペイがあるからどのくらいやるかといったときの経済要件を下げるということは、それでもって人は増えるかもしれませんけれども、人が増えるイコール逆に不法滞在したりとか、不法就労しようという人も当然増える可能性があるわけであって、それをいかに防いでいくかということを考えなければいけない。その場合に何を要件とするとできるのか。その一つで東北3県というものについて東北3県に行きますよ、滞在しますよ、そういう旅程をちゃんと組むことによって、これは我々と旅行会社、日本側の観光なんかをやっている旅行会社とスキームを作って、それでもってここに行くときにちゃんとした旅程を組んで、不法滞在と就労はしないんですよということでもってちゃんと保証を得た上でやるということで下げたわけです。なので、ここでそういうこのビザをそういう要件でもつて取れました。日本に来てもし失踪したとか何かになると、当然その保証した会社などはペナルティーを負うのです。

○福田補佐官 おっしゃっていることは聞いていて私が理解したのは、要は所得要件を下

げるということが経済効果のドライバーになっています。下げるということ、要はここで経済効果の推定というのは主にそこで行われていて、ただ、下げたことに対して、下がった人たちに対してどのような制約を加えるかというところで、1泊とかそういう話を条件として追加しているというお話をされていらっしゃるということでいくと、1泊という制約条件のほうに空港を利用するかしないかということは、経済効果とは違う議論なのではないかと聞いていると思えるのですけれども、違いますか。

○八田座長 お話を伺っていて、まず、2番目の利害関係者の調整については、これは具体的な検討が始まつたら、あまり反対する理由もないだろうから納得してもらえるだろう。1番目の経済効果の測定は、今福田補佐官がお話になったことも含めて二つあって、もし、純粋に経済効果だけのことと言えば、1段階目は数次ビザをやることでどれだけ使用する人間が増えるかというところの測定がまず必要だということです。今までそういうことをやってきたとしたらです。

2段階目は、人数が増えたときに宿泊に関係なくどのくらいのお金が落ちるだろうか。最低限空港でどのくらい使うだろうかというものがあるけれども、一般的には空港の店やレストランで1銭も使わなくても、そこに便数が増えると空港というのは非常に大きな雇用を生む場所ですから、便数がこれだけ増えると空港での雇用もこれだけ増えるというのは測定できると思います。

最後に、残ったところで不法就労に関して宿泊を義務付けないことで不法就労の可能性が増えるのかどうか。増えるとしたら今までのペナルティーで不十分なのかどうかという検討をする。そのようなことですか。

どれだけ便数が増えたら大体どのくらいの雇用が増えるだろうなんていうことはある程度言えると思います。

○原委員 多分そんな厳密な推計を求められているわけではなくて、ちゃんといいことがありますよと説明しないと。

○八田座長 今みたいなことを口で言えばいいわけですね。

○篠澤首席事務官 我々も説明責任を負うことになりますので、要件を変えるということについては、それを色々聞かれることに対して答えられるものが欲しいわけです。

○八田座長 びっくりするくらい空港の雇用って多いのです。だから、それをまず指摘するようなことでもらってもいいかもしません。

そんなところでいいですかね。

法務省、どうぞ。

○議部室長 すみません、話が色々進んでいる中で申し訳ないのですけれども、1点確認をしたいのが、これまで東北3県という感じで扱っているのですが、確認事項の下のほうに行けば行くほど東北地方の空港となっているのですが、これは3県に限定するわけではなくて、資格要件を外すということだけではなくて、東北6県にも広げるというようなことなのでしょうか。そこだけよく分からないなと思って確認させていただきたいのですが。

○原委員 東北地方というのはこちらから言ったのでしたっけ。

○藤原次長 東北地方の3県の話です。

○議部室長 東北3県という理解でよろしいですか。1行目は東北3県となっていて、2行目以降は東北地方という感じになっているので。

○原委員 3県を想定した文章です。

○議部室長 分かりました。ありがとうございます。

○八田座長 必要があれば、そこを明確にするということですね。

○藤原次長 すみません、制度改正のプロフェッショナルの方々を前に申し上げるのはあれなのですが、もちろん先ほど先生方おっしゃったような説明ぶりは、当然我々も努力はしますが、御承知のとおり制度改正の世界では、一応制度を持っている方々が立証することが政府決定になっていますので、その点だけは御了解いただければと思います。色々なサポートはもちろんさせていただきます。

○八田座長 要するに、原則自由で、そこに規制を加えるならば規制を加える官庁がその根拠を示すべきだ。やはり、それは存続する必要があるという根拠を示せという意味ですね。

○藤原次長 ですから、当然協力しながらやっていくことが前提なので、あまり強く申し上げるつもりはないのですが、こういうどちらかという議論をしてしまうと、最後は制度を持っている方々の責任というのは政府決定になっているので、その点は御了解いただいたほうがいいと思います。

○篠澤首席事務官 検討はしますので、今後の材料が欲しいということですか。

○藤原次長 色々な協力は検討します。

○八田座長 大体そんなところでよろしいですか。積極的に進めてくださってどうもありがとうございます。よろしくお願ひいたします。